

日本応用心理学会役員選出・選挙規程

(目的)

第 1 条 本規程は、日本応用心理学会会則第 5 条・第 6 条および第 7 条にもとづき、役員選出並びに役員選挙について定める。

(選挙管理)

第 2 条 新役員の選出は、常任理事会の責任において実施される。

- 2 役員選挙の執行管理は、選挙管理委員会に委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、事務局長がこれにあたる。
- 4 委員長は、常任理事および理事より委員若干名を指名する。
- 5 選挙管理委員会は、12 月までに理事・監事の選挙結果を、翌年 3 月までに常任理事・理事長の選挙結果および副理事長について、それぞれ常任理事会へ報告するものとする。

(選挙台帳)

第 3 条 選挙管理委員会は投票日から 2 か月前現在の一般会員、院生会員の名簿により選挙台帳を作成する。

- 2 前年度までの会費を納入していない者は、選挙台帳から除くものとする。
- 3 理事および監事選挙の選挙人・被選挙人は、選挙台帳記載者とする。

(理事の選出)

第 4 条 会則第 5 条に定める理事 36 名のうち、27 名は会員の選挙により、9 名は選挙台帳記載者の中から常任理事会の推薦によって選出する。

- 2 理事選挙の投票は、5 名連記・無記名とし、郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までに指定の場所に到着したものをもって有効とする。
- 3 理事当選者の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
- 4 理事の確定した後に欠員が生じた場合は、その補充を行わない。

(監事の選出)

第 5 条 会則第 5 条に定める監事 2 名は会員の選挙により選出する。

- 2 監事選挙の投票は、単記・無記名とし理事の投票と同時に行う。
- 3 監事・理事の双方に当選した場合は、理事の当選を優先とする。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。

(常任理事の選出)

- 第 6 条 会則第 7 条に定める常任理事 9 名は、理事の選挙によって選出する。
- 2 常任理事選挙の投票は、9 名追記・無記名とし、郵送によるものとする。投票は送付された投票用紙を用い、指定の日付までに指定の場所に到着したのものをもって有効とする。
 - 3 常任理事当選者の決定は得票順とする。同点者の生じた場合は抽選により決定する。辞退者が生じた場合は次点者を繰り上げ当選とする。
 - 4 常任理事の欠員が生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残りの期間とする。

(理事長の選出)

- 第 7 条 理事長は、常任理事の選挙によって選出する。
- 2 理事長選挙の投票は、単記・無記名とし新常任理事会の席上で行う。理事長の決定は最高の得票を得た者とする。最高得票を得た者が 2 名以上いる場合には、決選投票を行うものとする。

(副理事長の選出)

- 第 8 条 副理事長は、常任理事の中から理事長が指名する。

(補則)

- 第 9 条 ここに定めた以外の問題が生じた場合は、選挙管理委員会が原案を作成し、常任理事会において決定するものとする。

- 付則
- 1 本規程は平成 17 年 8 月 4 日より施行する。
 - 2 本規程は平成 18 年 8 月 10 日より改正施行する。
 - 3 本規程は平成 23 年 8 月 11 日より改正施行する。
 - 4 本規程は平成 26 年 8 月 30 日より改正施行する。